

令和6年度

財政援助団体等  
監査結果報告書

北秋田市監査委員

北秋監120003  
令和6年12月20日

北秋田市長                    津 谷 永 光 様  
北秋田市議会議長         堀 部           壽 様

北秋田市監査委員 柴 田 榮 則

北秋田市監査委員 成 田 義 人

北秋田市監査委員 佐 藤 文 信

財政援助団体等監査の実施結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、令和6年度財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により次のとおり監査結果を報告する。

なお、この監査結果に基づき、又は監査結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定により通知願います。

# 目 次

1. 準拠基準	1
2. 監査の種類	1
3. 監査の対象	1
4. 監査の期間	2
5. 監査の方法及び着眼点	2
6. 監査の結果	3

## 【財政支援団体ごとの概要】

### (1) 補助金

高年齢者就業機会確保事業費補助金	7
保育園セーフティサポート施設整備費補助金	9

### (2) 公の施設の指定管理

北秋田市民プール	13
----------	----

# 令和6年度 財政援助団体等監査結果報告

## 1. 準拠基準

北秋田市監査基準

## 2. 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政支援団体等に対する監査

## 3. 監査の対象

### (1) 補助金

北秋田市が令和5年度に補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助（以下「補助金等」という。）を与えているもののうち、次に掲げるものについて、所管課等及び補助団体を対象に実施した。

補助金の名称	財政援助団体名	交付額	所管課
高年齢者就業機会確保事業費補助金	一般社団法人 北秋田地域シルバー人材センター	12,969,000円	産業政策課 (商工観光課)
保育園セーフティサポート施設整備費補助金	社会福祉法人 県北報公会 南鷹巣保育園	30,250 円	こども課
	社会福祉法人 七日市保育園 七日市保育園	673,250 円	
	社会福祉法人 綴子保育園 綴子保育園	930,250 円	
	社会福祉法人 鷹巣地の塩会 幼保連携型認定こども園 しゃろーむ	695,250 円	
	社会福祉法人 秋田県民生協会 鷹巣中央保育園	930,250 円	
	社会福祉法人 秋田県民生協会 鷹巣東保育園	930,250 円	
	社会福祉法人 秋田県民生協会 幼保連携型認定こども園 あいかわ保育園	930,250 円	
	計	5,119,750 円	

( )内は令和5年度当時の所管課名

## (2) 公の施設の指定管理

法第244条の2第3項の規定により公の施設の管理を行わせているもののうち、次に掲げるものについて、所管課等及び指定管理者を対象に実施した。

施設名	指定管理者名	指定管理料	所管課
北秋田市民プール	有限会社 シバタ	22,949,000 円	文化スポーツ課 (スポーツ振興課)

( )内は令和5年度当時の所管課名

## 4. 監査の期間

令和6年10月30日～令和6年12月20日

## 5. 監査の方法及び着眼点

あらかじめ所管課等から関係事項に関する調書及び資料等の提出を求め、関係書類、会計経理帳票、証拠書類等の確認、照合、調査を行うとともに担当職員から説明聴取を行ったほか、補助団体並びに指定管理者及び出資団体からは、決算報告に関連した資料の写しや入金に関する書類、業務報告、事業運営に関連する財務書類、定款、役員名簿の写しなどの提供を受け、関連する会計処理や事務処理、施設の管理運営状況に関する説明を求め実施した。

### 【補助金】

- (1) 補助金等に関する当該交付要綱等が整備されているか。
- (2) 交付目的及び対象事業内容が明確で、かつ、公益上の必要性は十分か。
- (3) 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続き等が適正に行われているか。
- (4) 補助事業等の実績報告が適切に行われ、交付条件に適合しているか。
- (5) 補助金等の交付により、事業が効果的に運用され成果が見られるか。

### 【公の施設の指定管理】

- (1) 指定管理者の選定手続きが適正に行われているか。
- (2) 仕様書に基づき基本協定の締結が行われ、協定内容が適切に執行されているか。
- (3) 管理経費及び指定管理料の算定、支出方法、手続き等が適正に行われているか。
- (4) 管理に関する協議、報告等が定時に行われ、適切な対応、処置が行われているか。
- (5) 指定管理料等に係る会計処理が適正に行われているか。
- (6) 事業計画の精査と実績の検証・分析評価を確実に実施し、管理の適正化や市民サービスの維持向上に努めているか。
- (7) 関係事務が法令等に基づき適切に処理されているか。
- (8) 決算時等の指摘事項等が改善されているか。

## 6. 監査の結果

監査の結果、対象事務全般については、概ね適正に処理されていると認められたが、以下において検討や改善が望ましいと思われたので、今後必要な措置を講じられたい。

なお、個々の所見はそれぞれに記載のとおりであるが、監査の過程で確認された軽微な事項については、その都度、関係職員や関係者等に対して改善・検討を要請したので記述を省略する。

また、本報告に記述した内容は、今回監査対象となった課所のみならず全庁の課題として対処することを望むものである。

### (1) 補助金交付について

#### 1) 令和5年度高年齢者就業機会確保事業費補助金（産業部 産業政策課）

（令和5年度 産業部 商工観光課）

本補助金は、一般社団法人北秋田地域シルバー人材センター（以下「シルバー人材センター」という。）が行う定年退職後等の高年齢者に対して、地域に密着した仕事を提供し、もって高年齢者の生きがいの充実や社会参加の促進を図ることを目的として交付されているが、その額は、北秋田市（以下「市」という。）と同じくシルバー人材センターが活動範囲としている上小阿仁村（以下「村」という。）との按分により決定されている。

本市における補助金の交付事務や額の算定等は、北秋田市補助金等交付要綱（平成17年北秋田市告示第22号。以下「市補助金等交付要綱」という。）及び北秋田市高年齢者就業機会確保事業費補助金交付要綱（平成31年北秋田市告示第65号の5）により処理されていたが、①補助金等交付申請書及び補助金等実績報告書について、補助金額の記載はあるものの額の算定根拠となる市と村の按分基準や根拠が示されていない。基準や根拠を明示することは、事務事業の透明性や有効性、明確化のために不可欠であり、今後は具体的基準や根拠の明示（又は添付など）をされたい。

次に、②シルバー人材センターから提出された補助金等交付申請書をはじめとする各種文書の収受について、北秋田市文書管理規程（平成17年北秋田市訓令第6号。以下「文書管理規程」という。）第10条第2号に定める受付印が押されておらず、文書管理システムによる記録及び帳票のみとなっていた。同号では軽微なものに関しては受付そのものの省略を認めているが、その他については文書の余白に受付印を押し、文書管理システムに所定の事項を記録することになっており、本事務に関する補助金等交付申請書などの文書は、軽微なものとは認められないことから、文書管理規程に基づく処理を徹底されたい。

#### 2) 令和5年度保育園セーフティサポート施設整備費補助金（健康福祉部 こども課）

本事業は、北秋田市保育園セーフティサポート事業実施要綱（令和2年北秋田市告示第42号。以下「サポート事業実施要綱」という。）により、安心安全な保育環

境の整備を目的として、市が実施する一斉メール配信事業と市内の保育園・認定こども園を運営する法人並びに設置者（以下「保育園等」という。）が実施する遊具点検事業及び環境整備事業で構成されているが、この2事業については補助金の交付事業と位置付けられ、同要綱のほか市補助金等交付要綱が適用されている。

当年度の遊具点検事業及び環境整備事業（以下「補助事業」という。）は、5法人7施設に交付されそれぞれ実施されているが、①サポート事業実施要綱について、同要綱第4条及び第5条に対象となる事業及び額の算定（基準）等は明示されているものの、具体的な対象経費（修繕費や委託料、工事請負費、備品購入費など）が明示されておらず、例えば事業実施のための旅費や消耗品費等といったいわゆる事務費も対象とするのか、その範囲が不明となっている。また、②市補助金等交付要綱第3条第1項に規定する補助金等交付申請書（様式第1号）に添付とされている収支予算書及び同要綱第10条第1項に規定する補助事業等実績報告書（様式第4号）に添付を要する収支精算書が、サポート事業実施要綱に規定されていないため、いずれの保育園等からも提出されておらず、更に申請段階での補助金の目的や実績段階での成果等についても、保育園等からの記述（報告）などがされていない。

地方自治法第232条の2では「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と定められており、公益上の必要性や透明性、客観性等を確保するためにもサポート事業実施要綱の改正などを検討し、補助事業の明確化を図られたい。なお、補助金の交付事務については、「補助金交付事務の適正な執行について（令和5年6月15日、北秋財060063財務部長通知）」が発出されているので改めて確認されたい。

次に、③サポート事業実施要綱第2条第1項第3号に定める環境整備事業では、同要綱第5条第1号において「老朽化した施設等の修繕及び改造」を対象としているが、事業実施後（修繕後や改造後）の状況は写真等の添付により確認できるものの、事業実施前の確認がされていなかった。

事業実施前後の確認は、事業の有効性や効果の検証に影響するものと思われることから、事業実施前についてもサポート事業実施要綱第7条に規定する「申請内容の審査」により、適正な事務の執行を図られたい。

#### ○参考1（財政援助団体の繰越金等の取扱い——抜粋）

補助金制度を設ける場合は、当然のことながら、何を補助対象経費とするのか、定額で渡しきりとするのか、補助率を設定し運営費に応じて補助金額を算定し交付することとし、実際に要した経費をもとに精算を行い余剰があれば返還させることとするのか、といった点について、当該補助事業の目的や費用対効果の観点から十分検討することが必要です。

また、その内容については補助要綱等で明確に規定し、補助対象団体となりうる者に対して十分周知しておくことが必要です。特に補助対象となる経費はどのよう

な範囲か、補助金額の算定はどのような算式で行うのか、補助対象事業終了後の報告や精算の手続きはどのような方法で行うのか、という基本的事項については、補助申請の段階から申請者に十分理解してもらったうえで、補助申請を行ってもらい、補助対象事業の終了後、検査や精算の段階になってから認識に齟齬が生じないように十分留意しておく必要があります。（地方財務実務提要 第5章「支出」第1節「支出の方法」より引用）

#### ○参考2（公益上の必要性）

公益上必要かどうかを一応認定するのは長及び議会であるが、この認定は全くの自由裁量行為ではないから、客観的にも公益上必要であると認められなければならない。（昭和28.6.29行実）

### （2） 指定管理業務について

#### 1) 令和5年度北秋田市民プール指定管理業務（観光文化スポーツ部 文化スポーツ課） （令和5年度 教育委員会事務局 スポーツ振興課）

当施設は、スポーツの普及及び振興を図り、もって市民の心身の健全な発達に寄与するために設置された施設で、現在、令和2年度から令和6年度までの5か年を指定管理期間として指定管理者による管理・運営が行われている。

当年度の指定管理業務は、北秋田市指定管理者制度運用に関するガイドライン（平成24年4月1日制定）及び北秋田市民プール業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）並びに北秋田市民プールの管理に関する基本協定書、令和5年度北秋田市民プールの管理に関する年度協定書等に基づき処理されていたが、①自動販売機の設置について、施設に指定管理者以外の3社により自動販売機（7台）が設置されているものの、行政財産の目的外使用許可が出されていなかった。地方自治法第238条の4第7項に規定する行政財産の目的外使用許可は、地方公共団体の長のみが行うことができる権限とされていることから、早期に適正な事務による施設運営に改められたい。

また、②事業報告書の提出について、北秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例施行規則（平成17年北秋田市規則第192号）第10条第1項で「指定管理者は事業報告書を毎年度終了後30日以内に提出しなければならない。」と定められているが、当年度の報告は期限を超過していたので改めて事務の徹底を図られたい。なお、同様の規定は業務仕様書9（2）にも定められている。

次に③指定管理者から提出された令和5年度業務計画書及び同業務報告書の收受について、文書管理規程第10条第2号に定める受付印が押されておらず、文書管理システムによる記録及び帳票のみとなっていた。同号では軽微なものに関しては受付そのものの省略を認めているが、その他については文書の余白に受付印を押し、文書管理システムに所定の事項を記録することになっており、指定管理者が提出する本業務に関する文書は、軽微なものとは認められないことから、文書管理規程に

基づく処理を徹底されたい。

○参考3（指定管理者が行えないもの——抜粋）

指定管理者制度は、地方公共団体が指定する法人その他の団体に公の施設の管理を行わせる制度であり、その対象は民間事業者等が幅広く含まれます。

地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、指定管理者に使用許可を行わせることができますが、使用料の強制徴収（地方自治法第231条の3）、不服申立てに対する決定（同第244条の4）、行政財産の目的外使用許可（同第238条の4第7項）等法令により地方公共団体の長のみが行うことができる権限については、これらを指定管理者に行わせることはできません。（地方財務実務提要 第12章「公の施設」第3節「公の施設の管理」より引用）

## 【財政支援団体ごとの概要】

### (1) 補助金

補助金の名称	令和5年度 高齢者就業機会確保事業費補助金					
事業区分	① 市単独事業 2. 国庫補助事業 3. 県単補助事業 4. その他 ( )					
補助団体等の名称	一般社団法人 北秋田地域シルバー人材センター					
交付額	12,969,000 円					
交付の根拠	高齢者就業機会確保事業費補助金交付要綱					
交付の目的	補助事業者が行う定年退職後等の高齢者に対して、地域に密着した仕事を提供し、もって高齢者の生きがいの充実や高齢者の社会参加の促進を図る活動について、必要な経費に対して補助を行うことを目的とする。					
算定基準	高齢者就業機会確保事業費等補助金（厚生労働省）に定める経費の拠点別内示額を限度額として交付する。 拠点別内示額14,008,000円を上小阿仁村と按分。					
交付申請	申請年月日	令和5年4月1日	申請額①	12,969,000 円	補助申請額②	12,969,000 円
					交付率(②/①)	100.0%
交付決定	決定年月日	令和5年4月1日	決定額③	12,969,000 円	補助決定額④	12,969,000 円
					交付率(④/③)	100.0%
交付確定	確定年月日	令和6年3月31日	交付確定額⑤	12,969,000 円	補助確定額⑥	12,969,000 円
					交付率(⑥/⑤)	100.0%
補助金支払	支払区分	① 前金払い 2. 確定後払い 3. その他 ( )				
	支払状況及び金額 (△は返納額)	1回目	6,484,000 円	令和5年4月27日	4回目	
		2回目	3,242,000 円	令和5年8月10日	5回目	
		3回目	3,243,000 円	令和5年12月7日	合計	12,969,000 円
事業実績	事業完了年月日	令和6年3月31日				
1. 交付状況						
		収支科目	予算額	決算額	構成比	備考
経常増減の部	経常収益	受託事業収益	141,860,000	127,138,418	80.1%	
		労働者派遣事業等受託収益	2,700,000	2,657,465	1.7%	
		職業紹介事業受託収益	0	0	0.0%	
		高齢者活躍人材確保育成事業受託収益	11,000	11,000	0.0%	
		受取会費	975,000	925,500	0.6%	
	受取補助金等	受取補助金等	28,016,000	28,016,000	17.6%	
		受取連合交付金	14,008,000	14,008,000	8.8%	
		受取市村補助金	14,008,000	14,008,000	8.8%	北秋田市 12,969,000円 上小阿仁村1,039,000円
		雑収益	5,000	2,200	0.0%	
		計	173,567,000	158,750,583	100.0%	
経常費用	事業費	169,339,000	153,001,939	97.7%		
	管理費	4,374,000	3,614,267	2.3%		
	計	173,713,000	156,616,206	100.0%		
		評価損益等調整前当期計上増減額	△ 146,000	2,134,377		

	経常増減の部	評価損益等	基本財産評価損益等	0	0		
		特定資産評価損益等	0	0			
		投資有価証券評価損益等	0	0			
		計	0	0			
	当期経常増減額		△ 146,000	2,134,377			
	経常外増減の部	経常外収益	固定資産受贈益	0	0		
		計	0	0			
		経常外費用	固定資産除却費	0	0		
		計	0	0			
	当期経常外増減額		0	0			
	当期一般正味財産増減額		△ 146,000	2,134,377			
	一般正味財産期首残高		17,344,680	17,344,680			
	一般正味財産期末残高		17,198,680	19,479,057			
	当期指定正味財産増減額		0	0			
指定正味財産期首残高		0	0				
指定正味財産期末残高		0	0				
正味財産期末残高		17,198,680	19,479,057				
事業の成果	北秋田地域シルバー人材センター活動を支援することで、高齢者の活躍の場を創出し社会参加、生きがい、健康づくりにつながる雇用の確保を図ることができた。						
監査結果	<p>「北秋田市補助金等交付要綱」（平成17年4月1日告示第22号）及び「高齢者就業機会確保事業費補助金交付要綱」に基づく補助金である。</p> <p>補助金の交付目的及び対象事業内容も明確であり、公益上の必要性も認められた。</p> <p>また、補助金額の算定、交付方法・時期や事業実績報告までの事務手続きは概ね適正に行われていると認められた。</p>						

補助金の名称	令和5年度 保育園セーフティサポート施設整備費補助金																																							
事業区分	①. 市単独事業 2. 国庫補助事業 3. 県単補助事業 4. その他 ( )																																							
補助団体等の名称	社会福祉法人 県北報公会 (南鷹巣保育園) 社会福祉法人 七日市保育園 (七日市保育園) 社会福祉法人 綴子保育園 (綴子保育園) 社会福祉法人 鷹巣地の塩会 (幼保連携型認定こども園しゃろーむ) 社会福祉法人 秋田県民生協会 (鷹巣中央保育園) 社会福祉法人 秋田県民生協会 (鷹巣東保育園) 社会福祉法人 秋田県民生協会 (幼保連携型認定こども園あいかわ保育園)																																							
交付額	5,119,750 円 (内訳) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>遊具点検事業</th> <th>環境整備事業</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南鷹巣</td> <td>30,250</td> <td>0</td> <td>30,250</td> </tr> <tr> <td>七日市</td> <td>30,250</td> <td>643,000</td> <td>673,250</td> </tr> <tr> <td>綴子</td> <td>30,250</td> <td>900,000</td> <td>930,250</td> </tr> <tr> <td>しゃろーむ</td> <td>30,250</td> <td>665,000</td> <td>695,250</td> </tr> <tr> <td>鷹巣中央</td> <td>30,250</td> <td>900,000</td> <td>930,250</td> </tr> <tr> <td>鷹巣東</td> <td>30,250</td> <td>900,000</td> <td>930,250</td> </tr> <tr> <td>あいかわ</td> <td>30,250</td> <td>900,000</td> <td>930,250</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>211,750</td> <td>4,908,000</td> <td>5,119,750</td> </tr> </tbody> </table>					遊具点検事業	環境整備事業	計	南鷹巣	30,250	0	30,250	七日市	30,250	643,000	673,250	綴子	30,250	900,000	930,250	しゃろーむ	30,250	665,000	695,250	鷹巣中央	30,250	900,000	930,250	鷹巣東	30,250	900,000	930,250	あいかわ	30,250	900,000	930,250	計	211,750	4,908,000	5,119,750
	遊具点検事業	環境整備事業	計																																					
南鷹巣	30,250	0	30,250																																					
七日市	30,250	643,000	673,250																																					
綴子	30,250	900,000	930,250																																					
しゃろーむ	30,250	665,000	695,250																																					
鷹巣中央	30,250	900,000	930,250																																					
鷹巣東	30,250	900,000	930,250																																					
あいかわ	30,250	900,000	930,250																																					
計	211,750	4,908,000	5,119,750																																					
交付の根拠	保育園セーフティサポート事業実施要綱																																							
交付の目的	施設整備に対する助成により、安心安全な保育環境を整備する。																																							
算定基準	(遊具点検事業) 事業費の1分の1で1園につき上限5万円 (環境整備事業) 事業費の3分の2に相当する額で1園につき上限90万円																																							
団体別交付状況	下記のとおり																																							
補助団体1	社会福祉法人 県北報公会 (南鷹巣保育園)																																							
事業内訳	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>申請日</th> <th>決定日</th> <th>確定日</th> <th>事業完了日</th> </tr> <tr> <th>申請額</th> <th>決定額</th> <th>確定額</th> <th>支払日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">遊具点検事業</td> <td>令和5年9月12日</td> <td>令和5年9月12日</td> <td>令和5年10月26日</td> <td>令和5年10月24日</td> </tr> <tr> <td>30,250</td> <td>30,250</td> <td>30,250</td> <td>令和5年11月2日</td> </tr> </tbody> </table>					申請日	決定日	確定日	事業完了日	申請額	決定額	確定額	支払日	遊具点検事業	令和5年9月12日	令和5年9月12日	令和5年10月26日	令和5年10月24日	30,250	30,250	30,250	令和5年11月2日																		
	申請日	決定日	確定日	事業完了日																																				
	申請額	決定額	確定額	支払日																																				
遊具点検事業	令和5年9月12日	令和5年9月12日	令和5年10月26日	令和5年10月24日																																				
	30,250	30,250	30,250	令和5年11月2日																																				
事業の成果	施設内の遊具点検により安心安全な保育環境の整備が図られた。																																							

補助団体 2	社会福祉法人 七日市保育園 (七日市保育園)				
事業内訳		申請日	決定日	確定日	事業完了日
		申請額	決定額	確定額	支払日
	遊具点検事業	令和5年9月13日	令和5年9月13日	令和5年10月2日	令和5年9月14日
		30,250	30,250	30,250	令和5年10月19日
	環境整備事業①	令和5年6月12日	令和5年6月12日	令和5年9月13日	令和5年9月12日
		302,000	302,000	302,000	令和5年12月14日
	環境整備事業②	令和5年11月14日	令和5年11月14日	令和6年1月18日	令和5年12月28日
		284,000	284,000	284,000	令和6年2月1日
環境整備事業③	令和6年1月24日	令和6年1月24日	令和6年3月28日	令和6年2月26日	
	57,000	57,000	57,000	令和6年4月9日	
合計額	673,250	673,250	673,250		
事業の成果	廊下天井の取替や遊具点検などにより安心安全な保育環境の整備が図られた。				
補助団体 3	社会福祉法人 綴子保育園 (綴子保育園)				
事業内訳		申請日	決定日	確定日	事業完了日
		申請額	決定額	確定額	支払日
	遊具点検事業	令和5年9月13日	令和5年9月13日	令和5年10月27日	令和5年10月10日
		30,250	30,250	30,250	令和5年11月16日
	環境整備事業	令和5年4月1日	令和5年4月1日	令和5年7月3日	令和5年5月12日
900,000		900,000	900,000	令和5年7月13日	
合計額	930,250	930,250	930,250		
事業の成果	外壁の塗替えや遊具点検などにより安心安全な保育環境の整備が図られた。				

補助団体 4	社会福祉法人 鷹巣地の塩会 (幼保連携型認定こども園しゃろーむ)						
事業内訳		申請日	決定日	変更申請日	変更決定日	確定日	事業完了日
		申請額	決定額	変更後申請額	変更決定額	確定額	支払日
	遊具点検事業	令和5年9月12日	令和5年9月12日	-	-	令和5年10月23日	令和5年10月23日
		30,250	30,250	-	-	30,250	令和5年11月2日
	環境整備事業①	令和5年4月10日	令和5年4月10日	令和6年3月29日	令和6年3月29日	令和6年3月31日	令和5年10月1日
		624,000	624,000	427,000	427,000	427,000	令和6年5月14日
	環境整備事業②	令和5年10月16日	令和5年10月16日	-	-	令和6年3月31日	令和5年11月30日
		36,000	36,000	-	-	36,000	令和6年5月14日
	環境整備事業③	令和5年12月1日	令和5年12月1日	-	-	令和6年3月31日	令和6年1月10日
		58,000	58,000	-	-	58,000	令和6年5月14日
環境整備事業④	令和5年12月15日	令和5年12月15日	-	-	令和6年3月31日	令和5年12月29日	
	88,000	88,000	-	-	88,000	令和6年5月14日	
環境整備事業⑤	令和6年2月1日	令和6年2月1日	-	-	令和6年3月31日	令和6年2月29日	
	56,000	56,000	-	-	56,000	令和6年5月14日	
合計額	※ 695,250	※ 695,250			695,250		
※環境整備事業①は変更後の額を足している。							
事業の成果	施設設備の修繕や遊具点検などにより安全な保育環境の整備が図られた。						
補助団体 5	社会福祉法人 秋田県民生協会 (鷹巣中央保育園)						
事業内訳		申請日	決定日	確定日	事業完了日		
		申請額	決定額	確定額	支払日		
	遊具点検事業	令和5年9月13日	令和5年9月13日	令和5年10月27日	令和5年10月25日		
		30,250	30,250	30,250	令和5年11月2日		
	環境整備事業	令和5年5月1日	令和5年5月1日	令和5年10月25日	令和5年9月25日		
	900,000	900,000	900,000	令和5年11月16日			
合計額	930,250	930,250	930,250				
事業の成果	園庭柵の改修やエアコンの取替、遊具点検などにより安心安全な保育環境の整備が図られた。						
補助団体 6	社会福祉法人 秋田県民生協会 (鷹巣東保育園)						
事業内訳		申請日	決定日	確定日	事業完了日		
		申請額	決定額	確定額	支払日		
	遊具点検事業	令和5年9月13日	令和5年9月13日	令和5年10月27日	令和5年10月25日		
		30,250	30,250	30,250	令和5年11月2日		
	環境整備事業①	令和5年4月1日	令和5年4月1日	令和5年12月26日	令和5年9月25日		
		702,000	702,000	702,000	令和6年1月11日		
環境整備事業②	令和5年11月1日	令和5年11月1日	令和6年1月10日	令和5年12月29日			
	198,000	198,000	198,000	令和6年1月25日			
合計額	930,250	930,250	930,250				
事業の成果	自動火災報知設備の取替や遊具点検などにより安心安全な保育環境の整備が図られた。						

補助団体 7	社会福祉法人 秋田県民生協会 (幼保連携型認定こども園あいかわ保育園)				
事業内訳		申請日	決定日	確定日	事業完了日
		申請額	決定額	確定額	支払日
	遊具点検事業	令和5年9月12日	令和5年9月12日	令和6年3月31日	令和5年10月30日
		30,250	30,250	30,250	令和6年5月14日
	環境整備事業	令和6年1月17日	令和6年1月17日	令和6年3月27日	令和6年3月27日
900,000		900,000	900,000	令和6年4月9日	
合計額	930,250	930,250	930,250		
事業の成果	施設設備の修繕や更新、遊具点検などにより安全な保育環境の整備が図られた。				
監査結果	<p>北秋田市補助金等交付要綱（平成17年4月1日告示第22号）及び保育園セーフティサポート事業実施要綱（令和2年告示第42号）に基づく補助金である。</p> <p>事業の交付目的及び交付対象事業は明確であり、公益上の必要性も認められた。</p> <p>また、補助金申請から実績報告までの事務手続きや経理についても、北秋田市補助金等交付要綱等に沿って概ね適正に行われていると認められた。</p>				

(2) 公の施設の指定管理

指定管理施設	名 称	北秋田市民プール			施 設 所 在 地	北秋田市鷹巣字東中岱21番地1								
	指定管理期	令和2年4月1日 から 令和7年3月31日 まで (5年間)												
指定管理者	名 称	有限会社 シバタ			所 在 地	仙北市角館町小勝田下川原1番地37								
指定管理者選定	選定区分	公 募												
	選定委員会	委員数	8名	開催日数	1日	決定年月日	令和2年1月29日							
	議決年月日	令和2年3月12日												
協定締結年月	基本協定	令和2年3月27日			年度協定	令和5年4月1日								
指定管理料	当該年度	22,949,000 円			指定管理期間合計額	100,256,000 円								
指定管理者納付金	当該年度	0 円			指定管理期間合計額	0 円								
利用料金制導入の有無	有													
業 務 実 績	1. 利用状況													
	① 利用者数 (単位：人)													
	区分 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
	プ ー ル	2,256	2,187	2,571	3,577	3,962	3,276	2,291	2,299	2,167	2,341	2,654	2,951	32,532
	トレーニング	1,618	1,485	1,487	1,638	1,607	1,619	1,794	2,022	1,953	2,257	2,367	2,274	22,121
	月計	3,874	3,672	4,058	5,215	5,569	4,895	4,085	4,321	4,120	4,598	5,021	5,225	54,653
	② 年度推移 (単位：人)													
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度								
	利用者数	58,799	54,619	54,676	47,259	54,653								
	2. 収支決算状況 (単位：円)													
	収支科目	当初予算額	決算額	構成比	備考									
収入の部	利用料収入	10,950,000	10,960,038	21.1%										
	受講料収入	19,000,000	17,186,650	33.1%										
	営業外収益合計	50,000	164,418	0.3%										
	重油・光熱費補填	0	657,000	1.3%										
	指定管理料	17,900,000	22,949,000	44.2%										
	合計	A	47,900,000	51,917,106	100.0%									

支 出 の 部	人件費		23,500,000	22,790,088	43.0%
	燃料費		12,000,000	10,850,400	20.5%
	光熱水費		9,000,000	9,400,105	17.8%
	修繕費		500,000	500,000	0.9%
	保険料		500,000	492,080	0.9%
	業務委託料（業者委託）		1,824,000	1,823,800	3.4%
	賃借料		0	12,223	0.0%
	消耗品費		500,000	349,365	0.7%
	上記以外の経費		5,556,000	6,723,643	12.7%
	合計	B	53,380,000	52,941,704	100.0%
	収支差引額	A-B	△ 5,480,000	△ 1,024,598	

3. 利用料金の状況

(単位：円)

施設利用料	その他負担額	利用料 計	収 納 率
28,146,688		28,146,688	100.00%

4. 計画達成状況

(単位：人、円)

区分	計画 (a)	実績 (b)	達成状況 (b) / (a)
利 用 者 数	55,000	54,653	99.37%
施設利用料収入 (利用者負担金収入)	29,950,000	28,146,688	93.98%

監 査 結 果

当市における指定管理者制度は、「北秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」（平成17年10月1日条例第305号。以下「条例」という。）及び「北秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則」（平成17年10月1日規則第192号）、「北秋田市指定管理者制度運用に関するガイドライン」（平成24年4月1日制定）等により規定されている。

当施設は令和2年度から令和6年度まで5年間の指定管理期間で運営されている。指定管理者の指定に係る手続等は、条例等に基づき概ね適正及び公正に行われていると認められた。

指定管理者による運営は新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類感染症に変更後、入館者数は回復傾向にあるが、燃料費等の高騰の影響もあり厳しい状況にある。

その中でも、市と連携しながら市民の健康増進及び活力ある地域づくりに取り組んでおり、当施設においても利用者が安心・安全、快適で平等に利用できる環境づくりを心がけていることは評価できる。

指定管理者の高い知見と実績を活かして、当施設の管理の適正化や市民サービスの維持向上に努められることを期待する。